

令和7年9月23日

対馬市議会議長 春 田 新 一 様

総務文教厚生委員会
委員長 陶 山 荘太郎

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

1. 付託事件

事件番号	件 名	審査の結果
請願第1号	義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について	採択
請願第2号	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について	採択

2. 審査の概要

- (1) 審査月日 令和7年9月17日
- (2) 審査場所 対馬市役所豊玉庁舎 3階 大会議室
- (3) 欠席委員 なし

3. 審査の経過 別 紙

別紙

審査の経過

令和7年第3回対馬市議会定例会において、会議規則第141条第1項の規定により、本委員会に付託されました〔請願第1号〕及び〔請願第2号〕について、その審査の経過と結果を、同規則第110条の規定により、次のとおり報告いたします。

本委員会は9月17日、対馬市役所豊玉庁舎3階大会議室において、委員8人出席の下、慎重に審査いたしました。

〔請願第1号〕義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について、学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善が不可欠です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度は、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられる条件整備は不可欠です。

こうした観点から、「教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。」を国に求める請願の趣旨は、十分理解できるものであります。

〔請願第2号〕ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について、2021年度の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられました。今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実現と、きめ細かい教育活動をするために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人

数学級の実現が必要です。

特に、対馬市では児童・生徒数の減少により、複式学級が増加の傾向にあります。複式学級は、学年差・能力差に応じた指導や、個への配慮が行き渡らず、児童・生徒の学力保障が困難です。そこで、複式学級の標準についても引き下げる必要があります。

また、学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

こうした観点から、「中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学校編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。加えて、複式学級の標準についての引き下げを検討すること。」、「自治体で国の標準を下回る『学級編制基準の弾力的運用』の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。」、「学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。」、「教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、改善に必要な財政措置を講じること。」の4項目を国に求める請願の趣旨は、十分理解できるものであります。

採決の結果、[請願第1号]及び[請願第2号]は、賛成多数により採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教厚生委員会の審査報告といたします。